

尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業に係る
公募型プロポーザル参加事業者募集要項

1 事業目的

学校給食のない学校長期休業期間における尼崎市立児童ホーム及びこどもクラブ利用児童の保護者の弁当作りの負担を軽減するため、昼食用弁当の配送を希望する保護者の児童に対して、栄養や衛生等に配慮した弁当を提供することを目的とする。

2 募集の趣旨

尼崎市と共同で本事業を実施する事業者を募集するもの。

3 事業内容

(1) 事業名

尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業

(2) 事業内容

「尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業に係る仕様書（以下、仕様書という。）」のとおり

(3) 事業期間

協定締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、弁当配送日は尼崎市立小学校の長期休業期間（土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）その他尼崎市が指定する日を除く）とする。

＜参考：令和 7 年度の学校長期休業期間＞

学校長期休業期間	日数
令和 7 年 7 月 21 日（月）～令和 7 年 8 月 28 日（木）	27 日
令和 7 年 12 月 26 日（金）～令和 8 年 1 月 7 日（水）	4 日
令和 8 年 3 月 26 日（木）～令和 8 年 3 月 31 日（火）	4 日

(4) 実施場所

仕様書のとおり

4 参加事業者の構成

参加事業者の構成は、単一の事業者若しくは複数の事業者で構成される事業者グループとする。なお、事業者グループの場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事前に構成員間で協議を行い、構成員の役割を明確にし、合意の上参加すること。
- (2) 尼崎市と直接に協議・調整を行う代表企業を定めること。
- (3) 構成員は、他の事業者グループの構成員と重複しないこと。
- (4) 全ての構成員において下記 5 の参加資格要件を満たすこと。

5 参加資格

参加事業者は、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、資格確認の基準日は、企画提案書等の受付日とする。

- (1) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者で、次の全ての要件を満たす者であること。ただし、参加事業者が事業者グループである場合は、構成員全体で全ての要件を満たしていればよいものとする。
 - ア ニ崎市市内を4地区に分け、受託した地域において弁当の提供（製造・配送等）の業務を一括で実施できること。
 - イ 利用者がウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等を活用したオンラインシステムでの注文やキャッシュレスでの代金決済を行えるサービスを提供できること。
 - ウ 弁当を施設ごとに1食から児童用の弁当として利用しやすい価格帯で安定して継続的に提供できること。
 - エ 弁当配送希望日の当日、尼崎市が指定する時間までに、注文のあった全ての施設へ弁当を配送できること。
- (2) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、同名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者であること。
 - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の場合にあっては、これらに相当する書類）
 - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の場合にあっては、これらに相当する書類）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- (6) 国税、地方税等を滞納していない者であること。
- (7) 金融機関の取引が停止されているなど、経営不振の状況にない者であること。
- (8) 食品衛生法の規定に基づく営業許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止の処分を過去1年以内にされていない営業許可施設で実施するものであること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者でないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条
及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

カ 破産者で復権を得ない者

キ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

6 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当すると尼崎市が判断した場合は失格とする。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本募集要項を遵守しない場合
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があった場合
- (5) 参加資格を欠いていることが判明した場合。ただし、参加事業者が事業者グループであり、そのいずれかの構成員が参加資格を満たさなくなった場合で、あらかじめ尼崎市の承諾を受け、当該構成員を除外し、又は変更し、全ての構成員が参加資格要件を満たした場合は、この限りでない。
- (6) その他参加事業者の失格事項に相当するものと尼崎市が判断した場合

7 選定スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 4 月 16 日 (水) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和 7 年 4 月 30 日 (水) |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和 7 年 4 月 30 日 (水) |
| (4) 質問書への回答 | 令和 7 年 5 月 2 日 (金) (予定) |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和 7 年 5 月 16 日 (金) |
| (6) ヒアリングの実施 | 令和 7 年 5 月 22 日 (木) (予定) |
| (7) 選定結果の通知 | 令和 7 年 5 月下旬 (予定) |
| (8) 協定手続き | 令和 7 年 5 月末 (予定) |

8 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書 (様式 1)
- (2) 提出期限
令和 7 年 4 月 30 日 (水) 午後 5 時 30 分まで (必着)
- (3) 提出方法
持参または郵送、電子メールによること。
郵送の場合は、必ず期限までに到着確認を行うこと。
- (4) 提出先
〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号
尼崎市こども青少年局保育児童部児童課 (北館 2 階) 担当 : 吉松
TEL : 06-6489-6937

E-mail : ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

(5) 参加表明後の辞退

「参加表明書」(様式1)提出後に辞退する場合は、「参加辞退書」(様式2)を提出すること。

9 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

「質問票」(様式3)に質問事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、質問者から尼崎市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

- ・参加表明書(様式1)提出済の事業者のみ質問を受け付ける。
- ・電話による問い合わせ等、質問票以外の質問は受け付けない。
- ・質問事項の記入にあたっては、募集要項、仕様書等の該当箇所が分かるようにすること。
- ・質問の趣旨について、尼崎市担当者から質問者へ問い合わせすることがある。

(2) 提出期限

令和7年4月30日(水)午後5時30分まで(必着)

(3) 質問票送付先

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課(北館2階) 担当:吉松

TEL:06-6489-6937

E-mail:ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答方法

令和7年5月2日(金)(予定)までに、参加表明書提出済の全事業者に対して、電子メールで回答する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書(様式4-①)

イ 会社概要(様式4-②)

ウ 企画提案書(様式4-③)

- ・原則A4横とし、表紙、目次を除いて片面換算30ページ以内で作成すること。
- ・選定基準書(別紙)に記載の内容に従い、提案内容を記載すること。
- ・専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

エ その他資料(パンフレット等)

(2) 提出部数

企画提案書等提出書類 正本1部、副本8部

※提出書類は複数地区を希望する場合でも、地区ごとではなく、上記の部数を提出すること。

(3) 提出期限及び提出方法

令和7年5月16日(金)午後5時30分まで(必着)

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は期限までに必ず到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課（北館２階） 担当：吉松

TEL：06－6489－6937

11 選定方法

(1) 基本的な考え方

ア 「尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業に係る公募型プロポーザル参加型事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、提案内容について総合的に審査し、１地区ごとに上位２者を受託候補者として決定する。

イ 上位２者のいずれかの事業者が受託することができないことが判明した場合は、第３順位の事業者から順次協議の上、受託候補者を決定する。

ウ 提案者が１者であっても、提案内容を採点し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として選定する。また、提出されたすべての提案が尼崎市の定める基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を選定しない場合もある。

エ 選定会議は非公開とし、審査に係る質問や意義は一切受け付けない。

オ 選定された受託候補者は、尼崎市と詳細を調整のうえ、協定手続きを経た後、受託事業者となる。

(2) 審査の方法

参加資格を確認の上、選定基準書（別紙）に基づき、企画提案書等及びヒアリング審査における提案内容を踏まえて総合的に採点し、１地区ごとに上位２者を受託候補者として選定する。

ア 参加資格等の確認

参加事業者から提出された応募書類をもとに参加資格の確認を行う。参加資格を満たしている場合には、ヒアリング審査の時間及び場所を別途電子メールで通知する。

なお、参加資格を満たさない場合は、選定審査の対象外とし、その旨を別途電子メールで通知する。

イ ヒアリング審査

企画提案書等を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。なお、ヒアリングは非公開とし、会場・時間等は別途連絡する。

(ア) 実施日 ５月 22 日（木）（予定）

(イ) 出席者 ３名以内

(ウ) 時 間 40 分程度

・プレゼンテーション 25 分程度

・質疑応答 15 分程度

(エ) 内 容 ・企画提案書等の内容説明及び質疑応答

(3) 選定結果の通知

審査終了後、選定結果を各提案者に文書にて通知するとともに、尼崎市ホームページで公開する。選定結果に関する質問は受け付けない。

12 協定の締結

受託候補者は、尼崎市と協議の上、速やかに「尼崎市立児童ホーム等長期休業期間昼食用弁当配送事業に関する協定書」を締結する。なお、受託候補者が協定締結までに以下の事由に該

当した場合は、尼崎市は当該受託候補者と協定を締結しないことができる。

- (1) 参加資格を喪失した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じない場合
- (4) 財務状況の悪化等により、協定の締結に応じない場合
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、受託事業者として適切ではないと判断される場合
- (6) その他、協定の締結が適当でないと判断される場合

13 協定書に関する事項

企画提案書等に記載され、選定で審査された項目については、原則として協定書の仕様に反映する。ただし、協定書締結段階において、受託候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削減を行うことがある。

14 その他留意事項

- (1) 公募型プロポーザルの参加に係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 同一の参加事業者から複数の提案をすることはできない。
- (3) 尼崎市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は審査以外の目的に利用しない。
- (6) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (7) 選定結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (8) 企画提案書の作成過程等において入手した尼崎市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないようにすること。
- (9) 尼崎市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (10) 提案書等の著作権は、その提出者である参加事業者に帰属するが、公表その他尼崎市が必要と認めるときは、尼崎市はこれを無断で使用できるものとする。また、尼崎市は尼崎市情報公開条例の規定に基づき、第三者に開示することができる。
- (11) 受託事業者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

以 上